

令和8年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和8年9月2日
福岡市人事委員会

本年の給与勧告のポイント

～ 月例給、ボーナスともに5年連続の引上げ ～

I 民間給与との月例給の較差（13,523円、3.37%）

この較差を解消するため、全ての級において給料月額を引上げ改定

II ボーナスの引上げ（0.05月分）

年間支給月数4.65月→4.70月

III 平均年間給与（月例給＋ボーナス）は24万8千円（3.76%）の増加

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（926事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	186事業所（926事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率83.7% <154事業所の調査完了/184事業所（※）> ※186事業所のうち2事業所は50人未満であることが判明したため除外

2 市職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和8年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を13,523円（3.37%）下回っていた。

（参考）人事院勧告

民間給与 （事務・技術関係職種）	市職員給与 （行政職）	較差	較差 （全国の民間と国の職員）
414,280円	※1 400,757円	※2 13,523円(3.37%)	15,056円 (3.51%)
（参考）令和7年の給与較差		13,278円(3.41%)	15,014円 (3.62%)

※1 行政職給料表適用職員で平均年齢39.0歳、平均勤続年数15.2年

※2 給料12,294円、はね返し分（給料の改定に伴う諸手当額の増加分）1,229円、合計13,523円

(2) ボーナス（賞与等の特別給）

直近の1年間（令和7年8月～8年7月）の市内民間の支給実績を調査し、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数（4.65月）が、民間の年間支給割合（4.70月分）を下回っていた。

（参考）人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.70月分	4.65月	4.72月分	4.65月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

令和8年4月時点で、市職員給与が民間給与を13,523円（3.37%）下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当である。

(2) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当と勤勉手当を年間0.05月分引き上げ、支給月数を4.70月とすることが適当である。

4 勧告内容

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(1) 給料表

区 分	内 容
a 行政職給料表	・全ての級において給料月額を引上げ改定 ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、近年を上回る改定
b 医療職給料表 及び 消防職給料表	行政職給料表の改定との均衡を基本として改定
c 教育職給料表	他の地方公共団体(福岡県など)の状況を考慮した改定
d 特定任期付職員給料表	国に準拠した改定

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

区 分	内 容
① ②及び③以外の職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間4.65月→4.70月）
② 定年前再任用短時間勤務職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間2.45月→2.50月）
③ 特定任期付職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間3.70月→3.75月）

（一般の職員の場合の支給月数）

（参考）人事院勧告

	6月期	12月期	年間計	年間計
令和8年度 期末手当	1.2625月（支給済み）	<u>1.2875月（現行1.2625月）</u>	2.55月	2.55月
勤勉手当	1.0625月（支給済み）	<u>1.0875月（現行1.0625月）</u>	2.15月	2.15月
令和9年度 期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>	2.55月	2.55月
以降 勤勉手当	<u>1.075月</u>	<u>1.075月</u>	2.15月	2.15月

(4) 改定の実施時期

区分	実施時期
(1) 給料表 ※cを除く (2) 初任給調整手当	令和8年4月1日（さかのぼって改定）
(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数	令和8年12月期分は、令和8年12月1日 令和9年度以降分は、令和9年4月1日

5 報告事項

(1) 給与制度について

ア 通勤手当

ライフスタイルの多様化が進む中、育児又は介護におけるやむを得ない事情により遠方に居住せざるを得ない職員について、新幹線利用における通勤手当の支給に向けて、上限額の引上げを含め検討を進める必要がある。

イ 地域手当

当面の間は現行の支給割合を維持することとし、今後の国及び他の地方公共団体の動向等を注視しながら、引き続き見直しについて検討を行う必要がある。

ウ 単身赴任手当

国及び他の地方公共団体の動向並びに本市の実情を踏まえ、単身赴任手当の取扱い等について検討する必要がある。

エ 教育職員の給与水準

福岡県等の他の地方公共団体との均衡を考慮する必要があるとともに、行政職給料表の改定との均衡を基本とした改定を行う必要もある。これらの状況及び給料表に関連する諸制度の見直しの動向等を踏まえ、教育職給料表の改定の実施に向けた検討が必要である。

オ 在級期間の取扱い

在級期間の取扱いを含めた、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を重視した給与制度の在り方について、国の改正内容及び他の地方公共団体の動向を注視し、慎重に検討を行っていく必要がある。

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等

業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めること等が必要である。

イ メンタルヘルス対策

職員の年代等に応じた効果的な取組みをきめ細かに行っていくこと等が必要である。

ウ ハラスメントの防止

引き続き研修内容の充実等に努めるとともに、事前・事後における対応策を講じていくこと等が必要である。

エ 個々の職員の生活スタイルに合わせた働き方の推進

育児休業等の取得促進や、当該休業等が取得される職場における業務環境の整備に取り組んでいくなど、個々の職員の生活スタイルに合わせた柔軟な働き方を推進していくことが必要である。

(3) コンプライアンスの推進について

市民の信頼を確保するために、職員全体のコンプライアンス向上に手を尽くしていくことが必要である。

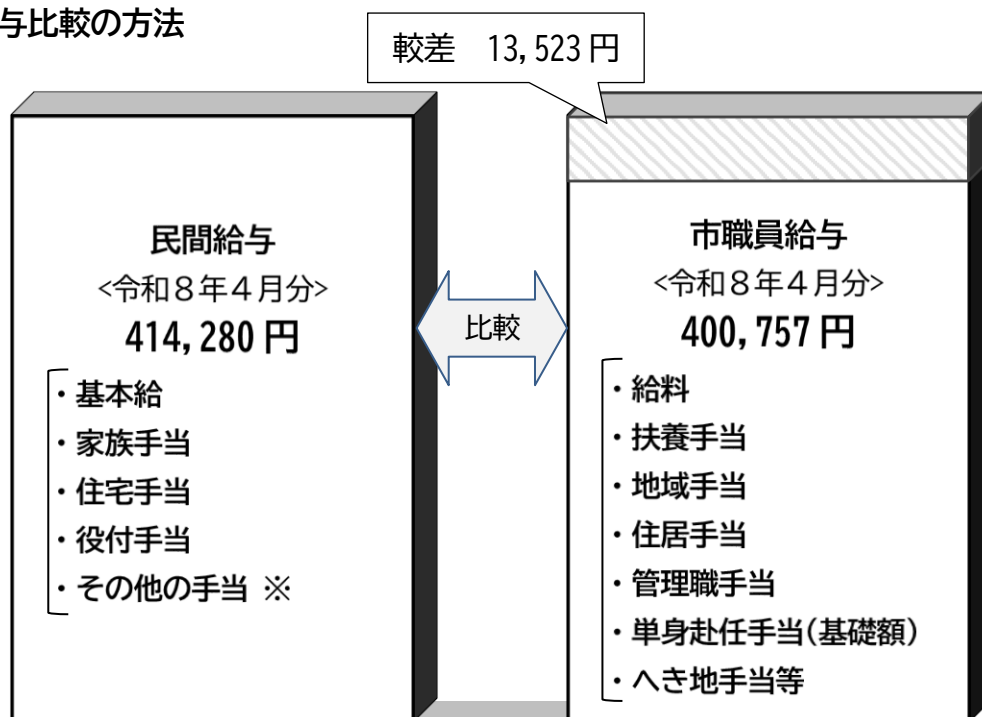
参考資料

(1) 民間との給与較差の推移と期末手当及び勤勉手当の推移

	民間との給与較差 (月額)				期末手当及び勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
令和4年	0.11 %	436円	0.23 %	921円	4.40月	4.40月
令和5年	0.84 %	3,188円	0.96 %	3,869円	4.50月	4.50月
令和6年	2.74 %	10,400円	2.76 %	11,183円	4.60月	4.60月
令和7年	3.41 %	13,278円	3.62 %	15,014円	4.65月	4.65月
令和8年	3.37 %	※ 13,523円	3.51 %	15,056円	※ 4.70月	4.70月

※福岡市における引上げ勧告は、月例給、特別給（期末手当及び勤勉手当）ともに、令和4年から5年連続

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員（行政職）の平均年間給与（月例給＋ボーナス）〔試算〕

勧告前	勧告後	増減額
659万8千円	684万6千円	24万8千円 (3.76%)

※行政職給料表適用職員（7,151人、平均年齢39.0歳）の「平均給与月額」を基に作成